

神戸市保健福祉局介護保険課認知症対策係
神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会
事故救済制度に関する専門部会 事務局 御中

神戸市「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」提案募集

企画提案書

平成 30 年 6 月 20 日

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

このたびは、貴市の「事故救済制度素案」及び「事故救済制度運用支援業務委託」にかかる提案の機会をいただき、誠に有難く存じます。

仕様書及び貴市これまでのご検討内容を踏まえ、本提案書を起案いたしましたのでご高覧くださいますようお願い申し上げます。

当社の有する様々な実績やノウハウを駆使し、また多様なネットワークを活用し、貴市の関係者・関係機関のご協力も得つつ、本事業の目的実現に向けて尽力する所存でございますので、是非、本提案をご採用くださいますようお願い申し上げます。

<本提案書の構成（目次）>

1. はじめに～ご提案の主旨～	4頁
2. 「事故救済制度素案」のご提案	8頁
3. 「事故救済制度運用支援業務委託」のご提案	21頁
4. 事業計画	37頁
5. 実施体制	41頁

1. はじめに～ご提案の主旨～

1. 基本的な考え方 5 頁

2. 本事業の全体像（ご提案の主旨） 7 頁

1. 基本的な考え方

(1) 国の動向及び課題認識

- 我が国の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推定されており、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。
- 厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を策定しました。
- 他方、平成19年12月、愛知県大府市において、列車との衝突により認知症高齢者が死亡し、その後、遺族が損害賠償請求を受けた事故（平成28年3月最高裁判決により遺族の損害賠償責任は認められず）を契機に、認知症の人が起こした事件、事故に社会としてどのように備えていくのか、実態把握の方法など、「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」において検討が開始されました。
- 平成28年12月の連絡会議において、事故等の未然防止・早期対応（地域における徘徊・見守り体制整備、認知症サポーター等の周知・受講促進）を図るとともに、起こりうる損害への備え・事故等が起こった場合の損害への対応に関して、国として直ちに新たな制度対応を行うことは難しいとされましたが、民間保険の活用に関しては、市町村や関係団体等と連携しつつ、必要に応じて紹介・普及を行っていくこととされました。

(2) 貴市の動向及びご要望

- 貴市では、昭和52年に神戸市民の福祉をまもる条例を制定。その後、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、協働・参画3条例（神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市民の意見提出手続に関する条例及び神戸市行政評価条例）の下、活発な地域活動によって人と人のつながりを深めておられます。
- 平成28年9月にG7保健大臣会合が貴市で開催された際に、認知症に関する取組が言及された神戸コミュニケが採択され、続いて平成29年5月に世界保健機関総会にて認知症に関する行動計画であるグローバルアクションプランが採択されました。
- 貴市は、国の認知症施策総合推進戦略（新オレンジプラン）を推進するとともに、この世界的な認知症への取組を実践する中で、市民誰一人として取り残さないとの決意の下、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定されました。
- 今般の提案募集は、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例第8条第1項に規定する給付金を支給する制度（以下、「事故救済制度」という。）の「制度設計」及び「制度運用支援業務委託」となります。貴市のご要望は、本事業を一つの核として、行政、民間、地域住民など様々な主体がそれぞれの役割を果たすことで、認知症の人が起こした事故等にかかる負担を社会全体で分かち合う仕組みをつくり、真に認知症の人にやさしいまちづくりを実現することであると理解しております。

(3) 貴市の認知症施策との連携

○貴市の認知症施策との連携を図ることで、単なる給付金事業に留まらない「認知症の人にやさしいまちづくり事業」を多面的に展開していきます。

＜貴市の認知症施策との連携イメージ＞

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例	具体的取組	本事業との連携イメージ
予防及び早期介入 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ WHO神戸センターと神戸大学による共同研究への協力 ➤ 認知症にやさしいまちづくり推進のための連携と協力に関する協定 ➤ フレイルチェック ➤ PETによるアルツハイマー研究 ➤ KOBEもの忘れネットワーク 	・事故救済制度の情宣
事故の救済及び予防 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 認知症と診断された人による事故に関する救済（給付金の支給） ➤ 移動手段の確保等、地域での生活支援 ➤ 認知症の疑いがある人の運転免許自主返納の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故救済制度の運用 ・事故救済制度の情宣 ・認知症検査の促進
治療及び介護の提供 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療介護サポートセンターの設置 ➤ 認知症初期集中支援チームの拡充 ➤ 認知症疾患医療センターの増設 ➤ 認知症サポート医の養成 ➤ かかりつけ医認知症対応力向上研修 ➤ 認知症介護研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故救済制度の情宣 ・認知症検査の促進
地域の力を豊かにしていくこと (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「地域拠点型」一般介護予防事業 ➤ 「居場所づくり型」一般介護予防事業 ➤ 認知症相談対応の充実 ➤ 認知症カフェ登録事業の推進 ➤ 地域包括支援センター単位での声かけ訓練の充実 ➤ 認知症サポーターの養成 ➤ I C Tを活用した行方不明者対策 ➤ 高齢者安心登録事業の推進 ➤ 認知症ケアバス ➤ 認知症地域支援推進員の配置 ➤ 行方不明者緊急保護事業 ➤ 家族の会と連携した認とも（訪問サポート）の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故救済制度の情宣 ・認知症検査の促進 ・見守り事業の推進 ・事故防止の啓発

2. 本事業の全体像（ご提案の主旨）

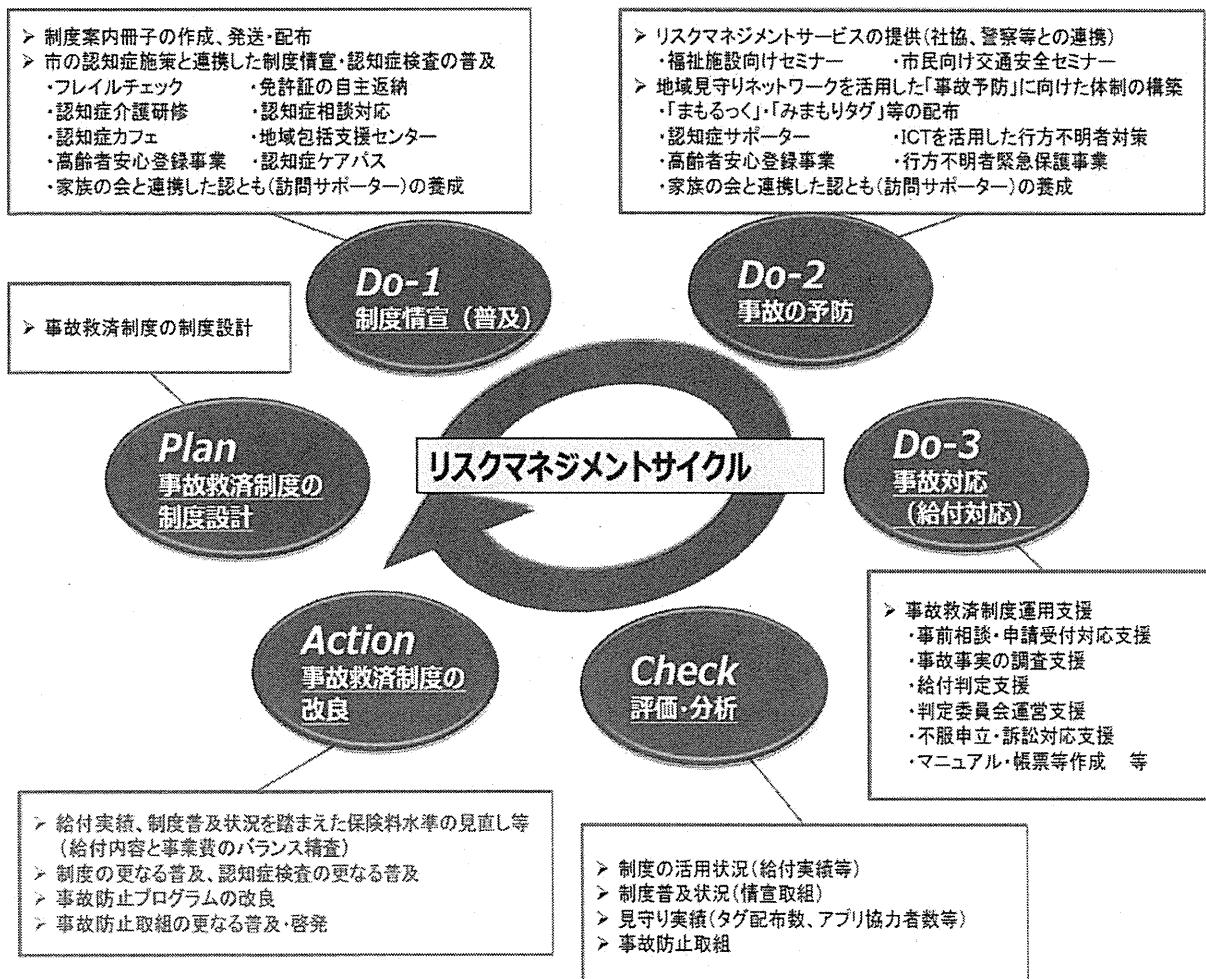
（1）ご提案のポイント

当社は、事故救済制度の設計及び制度運用支援業務を通じた「被害者救済」を核とした取組により、貴市の認知症施策推進に寄与するとともに、「事故の予防」に向けた体制の構築＝認知症の人にやさしいまちづくりを実現します。

- 【特長1】 万一の事故が発生した場合の「被害者救済」を行います。
- 【特長2】 見守り事業の推進、事故防止啓発等を通じて認知症の人が起こす事故を軽減し、「地域の力を豊かにすること」に寄与します。
- 【特長3】 効果的な制度情宣により、認知症の人の高齢者安心登録事業への登録、認知症検査の受診を促し、「予防及び早期介入」・「治療及び介護の提供」に寄与します。

（2）事故救済制度のP D C Aサイクル

事故救済制度のP D C Aサイクル（P：制度設計→D：制度案内（普及）、事故の予防、事故対応→C：評価・分析→A：改善）構築し、安定的な制度運用を実現します。



2. 「事故救済制度素案」のご提案

1. 制度設計のポイント（ご提案の主旨） 9 頁

2. 補償内容（引受条件） 10 頁

3. これまでの検討状況に関する当社引受見解 17 頁

1. 制度設計のポイント（ご提案の主旨）

（1）制度の概要

『給付金制度』（一次保険）と『賠償責任保険制度』（二次保険）の二階建て方式をご提案します。

【給付金制度（一次保険）】

- ・認知症と診断された者による事故※1により、神戸市民が「被害者※2」になった場合、認知症の人の責任能力の有無を問わず「被害者救済に係る各種給付金」を支給します。
- ・認知症と診断された者による事故により、神戸市民が「加害者※3」になった場合、損害賠償責任を負わない場合であっても「被害者見舞費用給付金」を支給します。

＜用語のご説明＞

※1 認知症と診断された者による事故 … 認知症の人の加害行為により、本人又は相手方が損害（ケガ、財物損壊等）を負うこと。

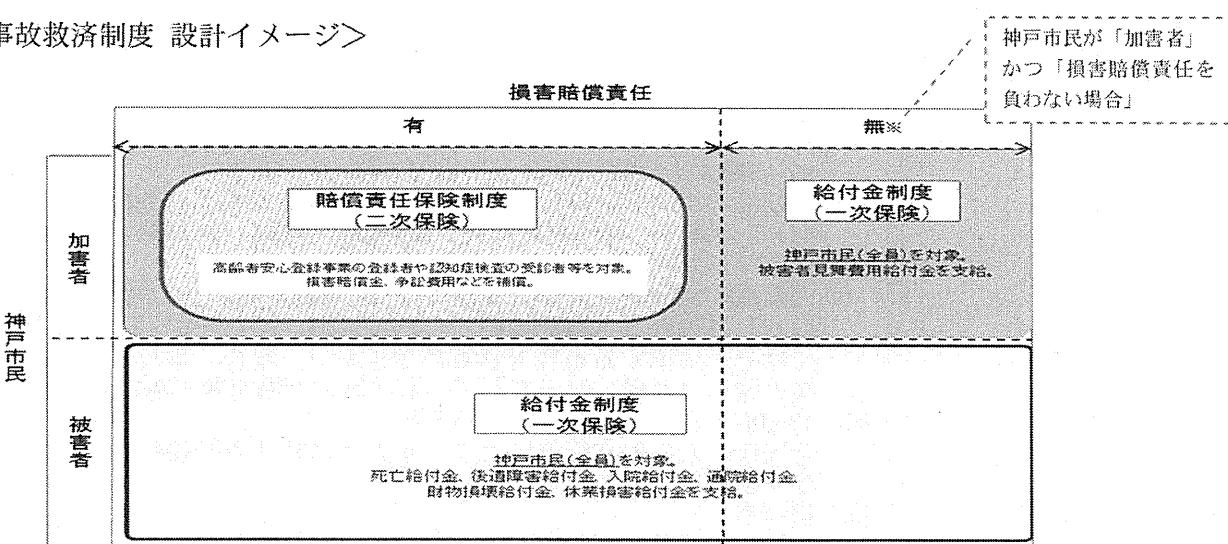
※2 被害者 … 認知症と診断された者による事故により、損害を受けた者（認知症の人ご本人も含みます。）

※3 加害者 … 認知症と診断された者による事故により、相手方に損害を与えた者。

【賠償責任保険制度（二次保険）】

- ・認知症と診断された者による事故により、認知症の人ご本人やそのご家族、監督義務者が損害賠償責任を負った場合の救済（賠償資力の確保）として、貴市がサポートする形で賠償責任保険に加入します。
- ・本制度では、例えば「神戸市高齢者安心登録事業の登録者」や「認知症検査の受診者」等の「登録者」を被保険者（給付対象者）とすることにより、貴市高齢者安心登録事業等の普及（登録者数の増加）と認知症検査の促進に寄与します。

＜事故救済制度 設計イメージ＞



※『神戸市民が「加害者」かつ「損害賠償責任を負わない場合』の補償の考え方

- ・本ケースの場合、神戸市民が損害賠償責任を負わないにも関わらず、神戸市公費を保険料原資とする保険契約による「神戸市民以外への給付」となるため、過大と受け取られないための工夫が必要と考えます。そこで、社会通念上妥当な範囲のお見舞金に相当する「被害者見舞費用給付金」を支給します。

2. 補償内容（引受条件）

(1) 納付金制度（一次保険）

項目	引受条件
保険種類	<p>約定履行費用保険</p> <p>〔約定履行費用保険とは〕</p> <p>貴市が神戸市民に対して行う「約定」（災害見舞規定などを策定）に基づき、その約定の内容を「履行」することに伴う貴市の給付（支出）を補償する保険です。</p>
保険契約者	貴市
被保険者	貴市
給付対象者	神戸市民（1,530,368人（平成30年5月1日時点））
保険金をお支払いする場合	<p>①認知症※aと診断された者※bによる事故※cにより、神戸市民が「被害者※d」になった場合、認知症の人の責任能力の有無を問わず、「被害者救済に係る各種給付金（死亡給付金、後遺障害給付金、入院給付金、通院給付金、財物損壊給付金、休業損害給付金）」を支給します。</p> <p>②認知症と診断された者による事故により、神戸市民が「加害者※e」になった場合、損害賠償責任を負わない場合であっても「被害者見舞費用給付金」を支給します。</p>
<p>〔用語の説明〕</p> <p>※a 認知症</p> <p>認知症とは、介護保険法に定める認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態）をいいます。</p> <p>※b 認知症と診断された者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 貴市が定める「認知症の診断」を受診し、認知症と診断された者 (2) 若年性発症や指定難病等の認知症と診断されている者 (3) 納付制度施行前に、既に認知症と診断を受けている者（事故後に医師の診断書を提出することで給付対象とします） (4) 認知症の診断を受けていなかったが、事故を起こした際に認知症が疑われる場合、貴市が定める「認知症の診断」を受診し、認知症と診断された者 (5) 認知症の診断を受けていなかったが、事故を起こした際に認知症が疑われる場合で、事故を起こした本人が亡くなってしまった（もししくはそれに準ずる場合で診断ができない）場合、事故日以前に認知症の疑い（兆候）が示されている医師の診断書等が確認された者 <p>※c 認知症と診断された者による事故</p> <p>認知症の人の加害行為により、本人又は相手方が損害（ケガ、財物等）を負うこと。</p> <p>※d 被害者</p> <p>認知症と診断された者による事故により損害を受けた者（認知症の人ご本人も含みます。）</p> <p>※e 加害者</p> <p>認知症と診断された者による事故により、相手方に損害を与えた者</p>	

項目	引受条件																																						
加害者・被害者 の住所要件 事故発生地要件	日本国内で発生した事故を対象とします。																																						
保険期間	初年度：平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 4 月 1 日まで 1 年間 2 年目：平成 32 年 4 月 1 日 から 平成 33 年 4 月 1 日まで 1 年間 3 年目：平成 33 年 4 月 1 日 から 平成 34 年 4 月 1 日まで 1 年間																																						
給付金の種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付金の 種類</th> <th>説明</th> <th>支払限度額（1名あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡給付 金</td><td>(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が死亡した場 合にお支払いします。</td><td>最高 3,000 万円</td></tr> <tr> <td>後遺障害 給付金</td><td>(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が後遺障害を 負った場合にお支払いし ます。</td><td>後遺障害の程度により、最高 1 級 3,000 万円～14 級 75 万円</td></tr> <tr> <td>入院給付 金 通院給付 金</td><td>(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が入院または 通院した場合に、入院または 通院日数に応じてお支 払いします。</td><td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入通院 日数</th> <th>入院</th> <th>通院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31 日以上</td> <td>10 万円</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>15～30 日</td> <td>5 万円</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>8～14 日</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>7 日以内</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>財物損壊 給付金</td><td>(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者の所有物が損 害を負った場合にお支 払いします。</td><td>最高 10 万円</td></tr> <tr> <td>休業損害 給付金</td><td>(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が就業不能に なった場合にお支払いし ます。</td><td>最高 5 万円</td></tr> <tr> <td>被害者見 舞費用給 付金</td><td>(給付対象者が加害者の場合で、 損害賠償責任を負わない場合で あっても) 給付対象者による 被害者に対する見舞金相 当額をお支払いします。</td><td>最高 10 万円</td></tr> </tbody> </table>			給付金の 種類	説明	支払限度額（1名あたり）	死亡給付 金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が死亡した場 合にお支払いします。	最高 3,000 万円	後遺障害 給付金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が後遺障害を 負った場合にお支払いし ます。	後遺障害の程度により、最高 1 級 3,000 万円～14 級 75 万円	入院給付 金 通院給付 金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が入院または 通院した場合に、入院または 通院日数に応じてお支 払いします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入通院 日数</th> <th>入院</th> <th>通院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31 日以上</td> <td>10 万円</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>15～30 日</td> <td>5 万円</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>8～14 日</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>7 日以内</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> </tbody> </table>	入通院 日数	入院	通院	31 日以上	10 万円	5 万円	15～30 日	5 万円	3 万円	8～14 日	3 万円	2 万円	7 日以内	2 万円	1 万円	財物損壊 給付金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者の所有物が損 害を負った場合にお支 払いします。	最高 10 万円	休業損害 給付金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が就業不能に なった場合にお支払いし ます。	最高 5 万円	被害者見 舞費用給 付金	(給付対象者が加害者の場合で、 損害賠償責任を負わない場合で あっても) 給付対象者による 被害者に対する見舞金相 当額をお支払いします。	最高 10 万円
給付金の 種類	説明	支払限度額（1名あたり）																																					
死亡給付 金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が死亡した場 合にお支払いします。	最高 3,000 万円																																					
後遺障害 給付金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が後遺障害を 負った場合にお支払いし ます。	後遺障害の程度により、最高 1 級 3,000 万円～14 級 75 万円																																					
入院給付 金 通院給付 金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が入院または 通院した場合に、入院または 通院日数に応じてお支 払いします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入通院 日数</th> <th>入院</th> <th>通院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31 日以上</td> <td>10 万円</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>15～30 日</td> <td>5 万円</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>8～14 日</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>7 日以内</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> </tr> </tbody> </table>	入通院 日数	入院	通院	31 日以上	10 万円	5 万円	15～30 日	5 万円	3 万円	8～14 日	3 万円	2 万円	7 日以内	2 万円	1 万円																						
入通院 日数	入院	通院																																					
31 日以上	10 万円	5 万円																																					
15～30 日	5 万円	3 万円																																					
8～14 日	3 万円	2 万円																																					
7 日以内	2 万円	1 万円																																					
財物損壊 給付金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者の所有物が損 害を負った場合にお支 払いします。	最高 10 万円																																					
休業損害 給付金	(給付対象者が被害者の場合) 給付対象者が就業不能に なった場合にお支払いし ます。	最高 5 万円																																					
被害者見 舞費用給 付金	(給付対象者が加害者の場合で、 損害賠償責任を負わない場合で あっても) 給付対象者による 被害者に対する見舞金相 当額をお支払いします。	最高 10 万円																																					
保険料水準 (1名あたり)	<p>年間保険料 約 22 円</p> <p>※保険料確定方式（保険期間終了後の確定精算はございません）</p> <p>※2・3 年度目の保険料は、給付実績や事故受付状況によって変動します。</p>																																						
給付金実績見込	<p>1 年間の事故件数は約 109 件、給付実績見込は約 2,000 万円と推計します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故件数（見込）※1</th> <th>給付実績（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡・後遺障害給付金</td> <td>0.8 件</td> <td>約 1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>入院・通院給付金</td> <td>28.8 件</td> <td>約 200 万円</td> </tr> <tr> <td>財物損害給付金</td> <td>79.6 件</td> <td>約 400 万円</td> </tr> <tr> <td>休業損害給付金</td> <td>54.5 件※2</td> <td>約 120 万円</td> </tr> <tr> <td>被害者見舞費用給付金</td> <td>54.5 件※2</td> <td>約 280 万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109 件</td> <td>約 2,000 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 39 頁（参考指標）ご参照。 ※2 全事故件数の 50%が給付対象と仮定。</p>			項目	事故件数（見込）※1	給付実績（見込）	死亡・後遺障害給付金	0.8 件	約 1,000 万円	入院・通院給付金	28.8 件	約 200 万円	財物損害給付金	79.6 件	約 400 万円	休業損害給付金	54.5 件※2	約 120 万円	被害者見舞費用給付金	54.5 件※2	約 280 万円	合計	109 件	約 2,000 万円															
項目	事故件数（見込）※1	給付実績（見込）																																					
死亡・後遺障害給付金	0.8 件	約 1,000 万円																																					
入院・通院給付金	28.8 件	約 200 万円																																					
財物損害給付金	79.6 件	約 400 万円																																					
休業損害給付金	54.5 件※2	約 120 万円																																					
被害者見舞費用給付金	54.5 件※2	約 280 万円																																					
合計	109 件	約 2,000 万円																																					

項目	引受条件																				
給付実績に基づく割増引率の適用	給付実績や事故受付状況により損害率が良好な（または悪化した）場合、翌年度の保険料率に割増引率を適用し、運営コストの軽減（適正化）を図る。 ＜損害率＞基準日時点の通算支払保険金（備金含む）÷通算経過保険料 ＜割増引率＞基準日：毎年9月30日																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通算損害率</th> <th>2年度目</th> <th>3年度目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～20%未満</td> <td>-10%割引</td> <td>-20%割引</td> </tr> <tr> <td>20～45%未満</td> <td>-5%割引</td> <td>-10%割引</td> </tr> <tr> <td>45～80%未満</td> <td>±0%</td> <td>±0%</td> </tr> <tr> <td>80～105%未満</td> <td>+5%割増</td> <td>+10%割増</td> </tr> <tr> <td>105%以上</td> <td>+10%割増</td> <td>+20%割増</td> </tr> </tbody> </table>			通算損害率	2年度目	3年度目	0～20%未満	-10%割引	-20%割引	20～45%未満	-5%割引	-10%割引	45～80%未満	±0%	±0%	80～105%未満	+5%割増	+10%割増	105%以上	+10%割増	+20%割増
通算損害率	2年度目	3年度目																			
0～20%未満	-10%割引	-20%割引																			
20～45%未満	-5%割引	-10%割引																			
45～80%未満	±0%	±0%																			
80～105%未満	+5%割増	+10%割増																			
105%以上	+10%割増	+20%割増																			

＜給付金制度（一次保険）：保険金をお支払いしない主な場合＞

- 1) 事故の発生が直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた給付対象者の傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 紹付対象者の故意
 - ② 紹付対象者の自殺行為
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
 - ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 紹付対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置
 - ⑧ 自動車または原動機付自転車による事故。ただし、紹付対象者が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業の補償を受けることができる場合に限ります。
 - ⑨ 風土病
 - ⑩ 紹付対象者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
 - ⑪ 紹付対象者に対する刑の執行
 - ⑫ 紹付対象者の入浴中の溺水。ただし、入浴中の溺水が、当社が保険金を支払うべき事故によって生じた場合には、保険金を支払います。
 - ⑬ 原因がいかなる場合でも、紹付対象者の誤嚥によって生じた肺炎
- 2) 事故が発生していないにもかかわらず、被保険者が紹付対象者に対する紹付を行った場合は、保険金を支払いません。また、被保険者が当社との間で確認合意しない約定に基づいて紹付対象者に紹付を行った場合は、保険金を支払いません。
- 3) 労災保険法等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国労働災害補償法令）の紹付を受けることができる紹付対象者の傷害に対しては、保険金を支払いません。

など

(2) 賠償責任保険制度（二次保険）

項目	引受条件
保険種類	団体総合生活補償保険（標準型） (個人賠償責任危険補償特約セット、示談交渉サービスセット)
保険契約者	貴市
被保険者	<p><個人賠償責任危険補償特約></p> <p>①神戸市高齢者安心登録事業の登録者（等）※ ②①の配偶者 ③本人または配偶者の同居の親族 ④本人または配偶者の別居の未婚の子 ⑤①～④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。（責任無能力者の親族に限る）</p> <p><傷害死亡・後遺障害保険金></p> <p>①神戸市高齢者安心登録事業の登録者（等）※</p> <p>※神戸市高齢者安心登録事業の登録者（等） 本制度創設に合わせて「制度案内冊子」を作成し、認知症検査の促進を図ることで、認知症検査受診者に対する高齢者安心登録事業への登録促進を行い、「高齢者安心登録事業の登録者＝認知症検査の受診者」とすることで、事故救済制度の普及と認知症検査促進を図ります。</p> <p>*名簿の備付けやデータベース閲覧など、被保険者が適宜把握できる状態に管理いただくよう連携させていただきます。</p>
保険金をお支払いする場合	<p><個人賠償責任危険補償特約></p> <p>認知症と診断された者（被保険者）の事故により、他人の生命または身体を害したり他人の物を壊したりして、認知症の人ご本人やそのご家族、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金等をお支払いします。</p> <p><傷害死亡・後遺障害保険金></p> <p>被保険者本人が交通事故、交通乗用具の火災による事故によって傷害を被り、その直接の結果として死亡または後遺障害を負った場合に、傷害死亡保険金または傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p>
加害者・被害者の住所要件 事故発生地要件	日本国内で発生した事故を対象とします。
保険期間	初年度：平成31年4月1日から 平成32年4月1日まで 1年間 2年目：平成32年4月1日から 平成33年4月1日まで 1年間 3年目：平成33年4月1日から 平成34年4月1日まで 1年間

項目	引受条件																												
補償内容	<p>＜個人賠償責任危険補償特約＞</p> <p>①保険金の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の種類</th><th>説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害賠償金</td><td>法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます)</td></tr> <tr> <td>損害防止費用</td><td>事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</td></tr> <tr> <td>権利保全行使費用</td><td>発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用</td></tr> <tr> <td>緊急措置費用</td><td>事故が発生した場合の緊急措置(他人の盛名や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用</td></tr> <tr> <td>協力費用</td><td>当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用</td></tr> <tr> <td>争訟費用</td><td>損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用</td></tr> </tbody> </table> <p>②支払限度額（※免責金額なし、示談交渉サービス付）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th><th>支払限度額（1名あたり）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対人賠償（身体障害） 対物賠償（財物損壊）</td><td>a. 1億円、b. 2億円、c. 3億円 (対人・対物賠償共通)</td></tr> </tbody> </table> <p>＜傷害死亡・後遺障害保険金＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th><th>説明</th><th>支払限度額（1名あたり）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡による損害</td><td>事故によって給付対象者が死亡した場合にお支払いします。</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>後遺障害による損害</td><td>事故によって給付対象者が後遺障害を負った場合にお支払いします。</td><td>後遺障害の程度により最高1級 100万円～7級 42万円</td></tr> </tbody> </table>		損害の種類	説明	損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます)	損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の盛名や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用	協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用	争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用	保険金の種類	支払限度額（1名あたり）	対人賠償（身体障害） 対物賠償（財物損壊）	a. 1億円、b. 2億円、c. 3億円 (対人・対物賠償共通)	保険金の種類	説明	支払限度額（1名あたり）	死亡による損害	事故によって給付対象者が死亡した場合にお支払いします。	100万円	後遺障害による損害	事故によって給付対象者が後遺障害を負った場合にお支払いします。	後遺障害の程度により最高1級 100万円～7級 42万円
損害の種類	説明																												
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます)																												
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用																												
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用																												
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の盛名や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用																												
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用																												
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用																												
保険金の種類	支払限度額（1名あたり）																												
対人賠償（身体障害） 対物賠償（財物損壊）	a. 1億円、b. 2億円、c. 3億円 (対人・対物賠償共通)																												
保険金の種類	説明	支払限度額（1名あたり）																											
死亡による損害	事故によって給付対象者が死亡した場合にお支払いします。	100万円																											
後遺障害による損害	事故によって給付対象者が後遺障害を負った場合にお支払いします。	後遺障害の程度により最高1級 100万円～7級 42万円																											
保険料 (1名あたり)	<p>個人賠償責任危険補償特約の支払限度額により、3パターンから選択いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払限度額</th><th>a. 1億円</th><th>b. 2億円</th><th>c. 3億円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間保険料</td><td>1,400円</td><td>1,510円</td><td>1,620円</td></tr> </tbody> </table>		支払限度額	a. 1億円	b. 2億円	c. 3億円	年間保険料	1,400円	1,510円	1,620円																			
支払限度額	a. 1億円	b. 2億円	c. 3億円																										
年間保険料	1,400円	1,510円	1,620円																										
給付金実績見込	<p>＜ご参考：A協会の給付金実績＞</p> <p>加入者約1.8万人の場合</p> <p>1年間の事故件数：約30件、給付金見込：約3,600万円</p>																												
保険期間中・保険期間終了時の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約締結時に暫定保険料（保険期間中の見込登録者数の保険料）をいただき、保険期間終了後に、毎月の通知に基づいて計算した確定保険料との間で、差額を追加請求または返還します。 「毎月通知・毎月精算」と「毎月通知・一括精算」の2つより選択できますが、事務ロード軽減の観点より「毎月通知・一括精算方式※」をご提案します。 <p>※毎月通知・一括精算方式による保険料精算方法は16頁をご参照ください。</p>																												

＜賠償責任保険制度（二次保険）：保険金をお支払いしない主な場合＞

個人賠償責任危険補償特約

- ①保険契約者または被保険者の故意による損害
- ②被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- ③他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任
- ④被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑤被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任
- ⑨自動車等の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩戦争、その他の変乱、暴動による損害
- ⑪地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害
- ⑫核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害

など

傷害死亡・後遺障害保険金

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- ③自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- ④脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- ⑤妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- ⑥外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。）
- ⑦戦争、その他の変乱、暴動によるケガ
- ⑧地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- ⑨核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- ⑩原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑪入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）
- ⑫原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）によって生じた肺炎
- ⑬乗用具を用いて競技等をしている間のケガ

なお、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

など

<※毎月通知・一括精算方式の保険料精算方法について>

(引受条件例)

保 険 期 間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 4 月 1 日

年間見込登録者数：69,886 名

保険期間終了時の登録者数：50,000 名（平成 32 年 4 月 1 日時点）

年 間 保 険 料：1,620 円（登録者一名あたり）

通 知 日：20 日（通知対象期間の末日から 20 日以内の日を設定します。）

払 込 期 日：平成 32 年 4 月 30 日（最終通知対象期間の末日から 1 カ月後の日を設定）

暫 定 保 険 料：1,620 円 × 69,886 名 = 113,215,320 円

確 定 保 険 料：1,620 円 × 50,000 名 = 81,000,000 円

確 定 精 算：81,000,000 円 - 113,215,320 円 = ▲32,215,320 円

(毎月の通知と確定保険料の計算)

回	通知対象期間	通知日	通知対象期間末日における確定人数	確定精算
1	4/1～4/30	5/20	1,000人	確定合計保険料 81,000,000円 (1,620円×50,000名) — 暫定保険料 113,215,320円 (1,620円×69,886名) =
2	5/1～5/31	6/20	2,500人	
3	6/1～6/30	7/20	5,000人	
4	7/1～7/31	8/20	10,000人	
5	8/1～8/31	9/20	15,000人	
6	9/1～9/30	10/20	20,000人	
7	10/1～10/31	11/20	25,000人	
8	11/1～11/30	12/20	30,000人	
9	12/1～12/31	1/20	35,000人	
10	1/1～1/31	2/20	40,000人	
11	2/1～2/28	3/20	45,000人	
12	3/1～3/31*	4/20	50,000人	

*満期日は 4 月 1 日ですが、保険料計算上 4 月 1 日の被保険者数はカウントしません。

3. これまでの検討状況に対する当社引受見解

大項目	神戸市専門部会における検討課題	当社引受見解
ア 責任能力の有無 の取扱い (事故救済制度 のタイプ)	<p>1. プラン I (①+②の複合型)</p> <p>①賠償責任を負う者がいない場合の被害者の救済</p> <p>認知症の人ご本人、ご家族など誰も賠償責任を負わない場合は(責任保険が機能しないため)、被害者を救済する必要性が高いのではないか。</p> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任無能力の判断が難しいと考える。 (訴訟の場合は、確定判決ができるまでには相当の期間を要する。訴訟以外の対応は、市や被害者が加害者の責任無能力を立証するような仕組が必要だが、運用上困難か。) ②認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合の救済 <p>認知症の人ご本人やご家族が賠償責任を負う場合に、これらの方の経済的負担を軽減するための対応を実施することについてどう考えるか。この対応においては市が直接給付する形だけではなく、責任保険に加入することについて市がサポートする形も考えらえるがどうか。</p> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないか。 <p>2. プラン II (①+②の統合型⇒認知症の人の責任能力の有無を問わず救済)</p> <p>認知症の人ご本人が事故を起こした際、賠償責任の有無の判断は困難な場合が多いと考えられるため、賠償責任の有無に関わらず、広く救済する対応をしていくことについてどう考えるか。</p> <p>〔課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モラルハザードを生じさせないため、故意による事故の場合は外す必要があるのではないか。 ・市が直接給付する形にした場合、負担が大きくなりすぎる可能性があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任無能力の判断が難しいことが想定されること、また訴訟の場合は、確定判決ができるまでには相当の期間を要することから、まずは給付金制度(一次保険)として、認知症の人の責任能力の有無を問わず、「被害者救済に係る各種給付金(死亡給付金、後遺障害給付金、入院給付金、通院給付金、財物損壊給付金、休業損害給付金)」を支給します。 ・神戸市民が「加害者」になった場合、損害賠償責任を負わない場合であっても「被害者見舞費用給付金」を支給します。 ・認知症の人ご本人が起こした事故により、認知症の人ご本人やそのご家族、監督義務者が損害賠償責任を負った場合の救済(賠償資力の確保)として、貴市がサポートする形で賠償責任保険に加入します。 ・本制度では、例えば「神戸市高齢者安心登録事業の登録者」や「認知症検査の受診者」等の「登録者」を被保険者(給付対象者)とすることにより、貴市高齢者安心登録事業等の普及(登録者数の増加)と認知症検査の促進に寄与します。 ・故意による事故は、モラルハザードや不正請求防止の観点より、給付対象外とします。 ・貴市の負担が過大にならないよう、簡易で円滑なワンストップ対応による給付フローを設計します。 (後述3.「事故救済制度運用支援業務委託」のご提案をご参照ください。)

イ 加害者・被害者 の住所要件、事 故の発生地要件	<p>3. 事故の加害者（認知症の人）と被害者のいざれかが神戸市民であれば給付対象として良いのではないかとの意見が多かったため、それを踏まえた記載とした。</p> <p>4. 神戸市内で起きた事故について、事故の加害者、被害者いずれもが神戸市民でない場合に、制度の対象にするかどうかは、引き続き検討することとした。（事故の加害者たる主たる介護者が準監督義務者として賠償責任を負う場合など。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金制度（一次保険）では、給付対象者を「神戸市民」と定め、神戸市民が「被害者」・「加害者」いずれの場合にも救済を行います。 ・神戸市民が「加害者」になった場合は賠償責任保険制度（二次保険）で給付対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、「神戸市」が「神戸市民」を救済するための制度であると考えます。そのため、神戸市内で起きた事故であっても、事故の加害者、被害者いずれもが神戸市民でない場合は給付対象外とします。 ・ただし、認知症と診断された者が神戸市民でなく、親族や監督義務者が神戸市民の場合に給付対象とする設計を検討することも可能です。
ウ 給付金の内容 (対象、金額、 他制度との関係 等)	<p>5. 「給付金を支給する」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救済対象事故や救済額は、類似の救済制度を参考に設定すること、実損の補償ではなく上限を定めた支給を基本として検討することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金制度（一次保険）は、自賠責保険を準用し、「上限を定めた給付」の制度設計としております。上限額に関しては、死亡・後遺障害給付金に関しては自賠責保険を準用します。その他、財物損壊給付金・休業損害給付金・被害者見舞費用給付金に関しては、社会通念上妥当な範囲のお見舞金に相当する金額で設定します。 ・賠償責任保険制度（二次保険）は損害賠償請求に基づいて損害賠償金等を算出します。
	<p>6. その他の検討課題について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 犯罪被害者給付制度、労災保険、自賠責保険等にはない、物損やその他の損害（例：火災等の物損や電車の遅延損害等のその他の損害）を救済することについてどう考えるか。 (2) 法人が被った損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応として損害保険等がある） (3) 個人が被った損害の内、事業等に伴う損害の取扱いをどう考えるか。（事業等に伴う損失への対応としては損害保険等がある） (4) 認知症の人の起こした事故で、その方のご家族が被った損害の取扱いを 	<p>(1) 給付金制度（一次保険）の財物損壊給付金・休業損害給付金・被害者見舞費用給付金は、社会通念上妥当な範囲のお見舞金に相当する金額を給付対象とします。</p> <p>賠償責任保険制度（二次保険）は、対人賠償（身体障害）、対物賠償（財物損壊）を給付対象としております。火災による物損（重過失の場合を除く）、身体障害や財物損壊を伴わない純経済損失などは給付対象外とします。（身体障害・財物損壊を伴う電車の遅延損害等の損害は対人・対物賠償による給付対象となります）</p>

	<p>どう考えるか。</p> <p>(5) 被害者が他の救済制度（犯罪被害給付制度や労災保険、自賠責保険等）から給付を受けることが可能な場合や、加害者側から（任意の）損害賠償や、自身が加入する傷害保険等から給付を受けることが可能な場合の減額調整についてどう考えるか。</p>	<p>(2) 給付金制度（一次保険）は、給付対象者が「神戸市民（=個人）」と定めているため給付対象外とします。賠償責任保険制度（二次保険）はお支払いの対象となります。</p> <p>(3) 個人が被った損害のうち事業等に伴う損失について、給付金制度（一次保険）は、自賠責保険と労災保険を除く他の救済制度の有無に関わらず給付対象とします。賠償責任保険制度（二次保険）は他の救済制度との減額調整を行います。</p> <p>(4) 給付金制度（一次保険）は被害者救済の観点より給付対象とします。二次保険（賠償責任保険制度）は親族間の損害賠償責任は対象外となります。</p> <p>(5) 給付金制度（一次保険）は、自賠責保険と労災保険を除く他の救済制度の有無に関わらず給付対象とします。賠償責任保険制度（二次保険）は、他の救済制度との減額調整を行います。</p>
	<p>7. 救済制度のタイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故によって、認知症の人ご本人が亡くなられたり、障害を負われたりした場合のご遺族やご本人に対する支援については、引き続き検討することとし、これらの支援を行う場合、行わない場合のどちらでも対応できる記載とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症と診断された者による事故において、認知症の人ご本人（事故を起こした人）が亡くなられたり障害を負われたりした場合（被害（損害）を受けた場合）、認知症の人ご本人が神戸市民の場合には、給付金制度（一次保険）の給付対象とします。 賠償責任保険制度（二次保険）の傷害死亡・後遺障害保険金により給付対象となる場合がございます。
工 申請手続	<p>8. 誰がどのように申請するのか（加害者側か被害者側か等、必要書類等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給付金制度（一次保険）は、「被害者」・「加害者」とともに「神戸市民」より申請いただきます。 賠償責任保険制度（二次保険）は、加害者側（ご本人または親族、監督義務者）より申請いただきます。 主な必要書類は、給付金制度（一次保険）の場合は、給付対象者が「神戸市民」であることの証明（住民票、住基台帳等）、事故を起こした人が「認知症」であることの証明（医師からの診断書、検査結果等）が必要

		<p>になります。賠償責任保険制度（二 次保険）の場合は高齢者安心登録事 業届出書等の確認が必要になりま す。</p> <p>(事故受付から給付金（保険金）請求 に必要な書類については、25、28 頁をご参照ください。)</p>
オ 全体業務フロー	9. 事故発生後の事前相談対応、申請受付、事故事実の調査、認知症条例第8条第1項に規定する委員会の判定(以下「判定委員会」という。)(不)支給決定、支給事務等の全体業務フロー)	<ul style="list-style-type: none"> 簡易で円滑なワンストップ対応による全体業務フローを設計します。詳しくは24頁をご参照ください。
力 受託事業者変更時 時の対応	契約期間（平成31年度～平成33年度）満了後、34年度以降に受託事業者が変更した場合、円滑に制度運用を継続するための対応。	<ul style="list-style-type: none"> 平成34年度以降に受託事業者が変更した場合、制度運用を円滑に継続するための各種協力（例えば、給付実績、事故対応中の事案の進捗状況の引き継ぎなど）などを行います。 保険契約期間中に発生した事故については、業務委託契約期間終了後に受け付けた場合にも責任をもって事故対応します。